

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年8月11日 11時00分ごろ
発生場所	熊本県 ^{かみあまくさ} 上天草市野釜島北東方沖 鳩之釜港 ^{はとのかま} 三号防波堤南灯台から真方位308° 1,450m付近 (概位 北緯32°35.3′ 東経130°23.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{アントン} ANTON V ^{ファイブ} は、漂流中、また、漁船 ^{しちふく} 七福丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年9月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート ANTON V、2.2トン 293-31389熊本、個人所有 B 漁船 七福丸、2.16トン KM3-26172（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船尾部外板に剝離、左舷船尾ブルワーク上のステンレス製手 すりに曲損 B 船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、友人（以下「同乗者A」という。）1人を乗せ、釣りの目的で、野釜島北東方沖で船外機を停止し、船首を北東方に向けて漂流していた。 A 船は、船長Aが右舷中央部付近で、同乗者Aが左舷船尾部付近で、それぞれ救命胴衣を着用して釣りを行っていたところ、同乗者Aが左舷船首方からA船に向けて接近するB船を認めて大声を上げ、船長Aが左舷方から来るB船を認めたので、操舵室に向かい、主機を始動しようとしたが、その左舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、ふだん、漂流中にA船の近くを航行する他船がA船を避けて航行していたので、本事故時も他船がA船を避けてくれると思っていた。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、鳩之釜漁港 ^{なな} へ向けて上天草市 ^{なな} 七ツ割漁港 ^{つわり} 北方沖の漁場を発進し、南進していた。 B 船は、船長Bが、漁場を出発する際に航行する方向を目視で確認

	<p>し、他船を見掛けなかったので、前路に他船はいないものと思い、後部甲板で漁具の片付けを始め、片付けを終えて操舵席に戻ったところ、A船を船首方に認め、減速したものの、A船と衝突した。</p>
分析	<p>A船は、漂流中、船長Aが、航行中の他船がA船を避けてくれるものと思い、釣りをしている周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、漁場を発進する際、航行する方向を目視で確認して他船を見掛けなかったので、前路に他船はいないものと思い、後部甲板で漁具の片付けをしていて見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、B船が南進中、船長Aが周囲の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流中においても、定期的に周囲の状況を確認し、接近する他船を認めた場合、適切な時機に衝突を避けるための措置を講じること。 ・航行中は、作業等を行わずに常時適切な見張りを行うこと。